

さばえE C Oオフィスプラン

～ 鯖江市役所地球温暖化対策実行計画 ～

(令和 3 年度～7 年度)

令和 3 年 3 月

鯖 江 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1－1．計画策定の背景	1
1－2．計画の目的および役割	2
1－3．計画の位置付け	3
1－4．基準年度・計画期間・目標年度	4
1－5．計画の対象範囲	5

第 2 章 エネルギー使用量および温室効果ガス排出状況

2－1．旧計画の概要・進捗状況	9
2－2．活動量およびエネルギー使用量の現状	13
2－3．温室効果ガス排出量の現状	14

第 3 章 エネルギー使用量および温室効果ガスの削減目標

3－1．削減方針	16
3－2．削減目標	16

第 4 章 目標達成に向けた取り組み

4－1．目標達成のための基本的な考え	18
4－2．具体的な取り組み	18

第 5 章 計画の推進

5－1．計画の推進体制	24
5－2．計画の進行管理	25
5－3．結果の公表	25

参考資料

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第１章 基本的事項

１－１．計画改定の背景

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、私たちに便利で快適な生活をもたらしてきましたが、同時に化石資源を大量に燃焼消費し、多くの二酸化炭素などの温室効果ガスを排出してきた結果、大気中の温室効果ガスの濃度が上がり、熱の吸収と放出のバランスが崩れ、地表の温度が必要以上に上昇してきました。

そのため平成27（2015）年12月に開かれたＣＯＰ21では国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。これは気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑えるとともに、今世紀末の温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡することを掲げるものです。

これを受け、政府は令和2（2020）年以降の温室効果ガスの削減目標を国内排出削減や森林などによる吸収量の確保により、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比マイナス26.0%の水準にすることとしています。

このように地球温暖化が人類共通の課題になるなか、本市では、平成12(2000)年3月から環境基本計画を策定（平成22(2010)年3月、平成26(2014)年3月、平成29（2017）年3月改定）し、低炭素社会や循環型社会の構築を目指して、温室効果ガスの削減や資源の有効活用などの環境負荷を低減するための各種施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、平成20(2008)年5月に「エネルギー使用の合理化に関する法律」が改正され、鯖江市役所が特定事業者となったことを受け、「鯖江市役所省エネ検討委員会」を設置し、「鯖江市役所省エネルギー推進計画」を策定(平成23(2011)年3月、平成28（2016）年3月改定)して、エネルギー使用の合理化に努めています。

さらに、自らが事業者・消費者として、率先して省資源・省エネルギー活動を進めながら、温室効果ガスの排出量削減に取り組むこととして、自ら実行する計画「さばえＥＣＯオフィスプラン～ 鯖江市役所地球温暖化対策実行計画～」(平成24(2012)年3月、平成28（2016）年3月改定)を策定し、全庁挙げて積極的に活動を展開しています。



1-2. 計画の目的および役割

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下温対法という。）第21条に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画」として策定するものです。

鯖江市役所の事務・事業の実施にあたっては、本計画に基づき、エネルギー使用量の削減、温室効果ガス排出削減に向けたさまざまな取り組みについて、市民・事業者のモデルとなるべく積極的に進めます。それにより、市民・事業者の自主的かつ積極的な取り組みを促し、鯖江市全体の地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

< 計画の役割 >

温室効果ガスの排出抑制

市役所は、行政区域内の中では、職員数や事業量などから見ても規模の大きい経済主体と考えられます。そのため、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することとなります。

事務経費の削減

燃料、電力、紙、水の使用量、廃棄物の発生量などを抑制することは、事務経費の削減にもつながります。本計画の策定・実施により、地球温暖化防止効果と経済効果を同時に実現することが可能となります。

環境産業の拡大

本計画には、グリーン購入の拡大、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、次世代自動車の導入といった取り組みが盛り込まれます。環境配慮型の製品やサービスを導入することで、環境産業の拡大、新たなマーケットの創出に寄与することができます。

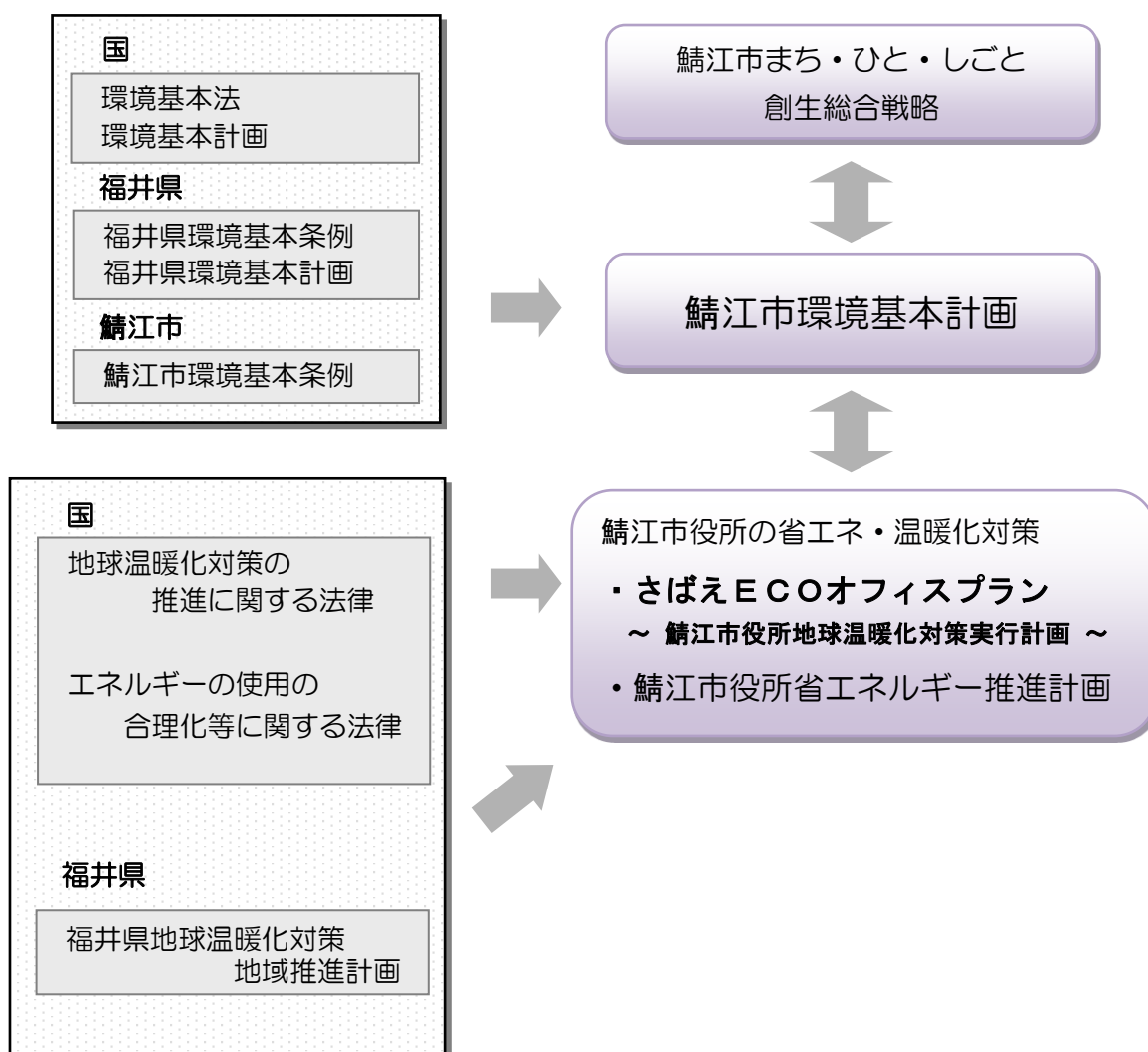
温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積

自ら地球温暖化対策に取り組むことを通して、対策実施上の課題や効果などについて経験や知見が蓄積され、具体例を含めて、市民・事業者に対する情報提供や助言をより効果的に行うことができます。

1－3. 計画の位置付け

本市では、鯖江市環境基本条例の基本理念にのっとり、平成12(2000)年3月「鯖江市環境基本計画」を策定（平成22(2010)年3月、平成26(2014)年3月、平成29（2017）年3月改定）し、総合的な環境保全施策に取り組んでいます。

このことを踏まえ、本計画は、下図に示す位置付けとし、環境基本計画における望ましい環境像『人と生きものが仲よくくらせるまち』実現に向け、鯖江市役所が自ら率先して温暖化対策に取り組む行動プランとしての役割を持たせます。

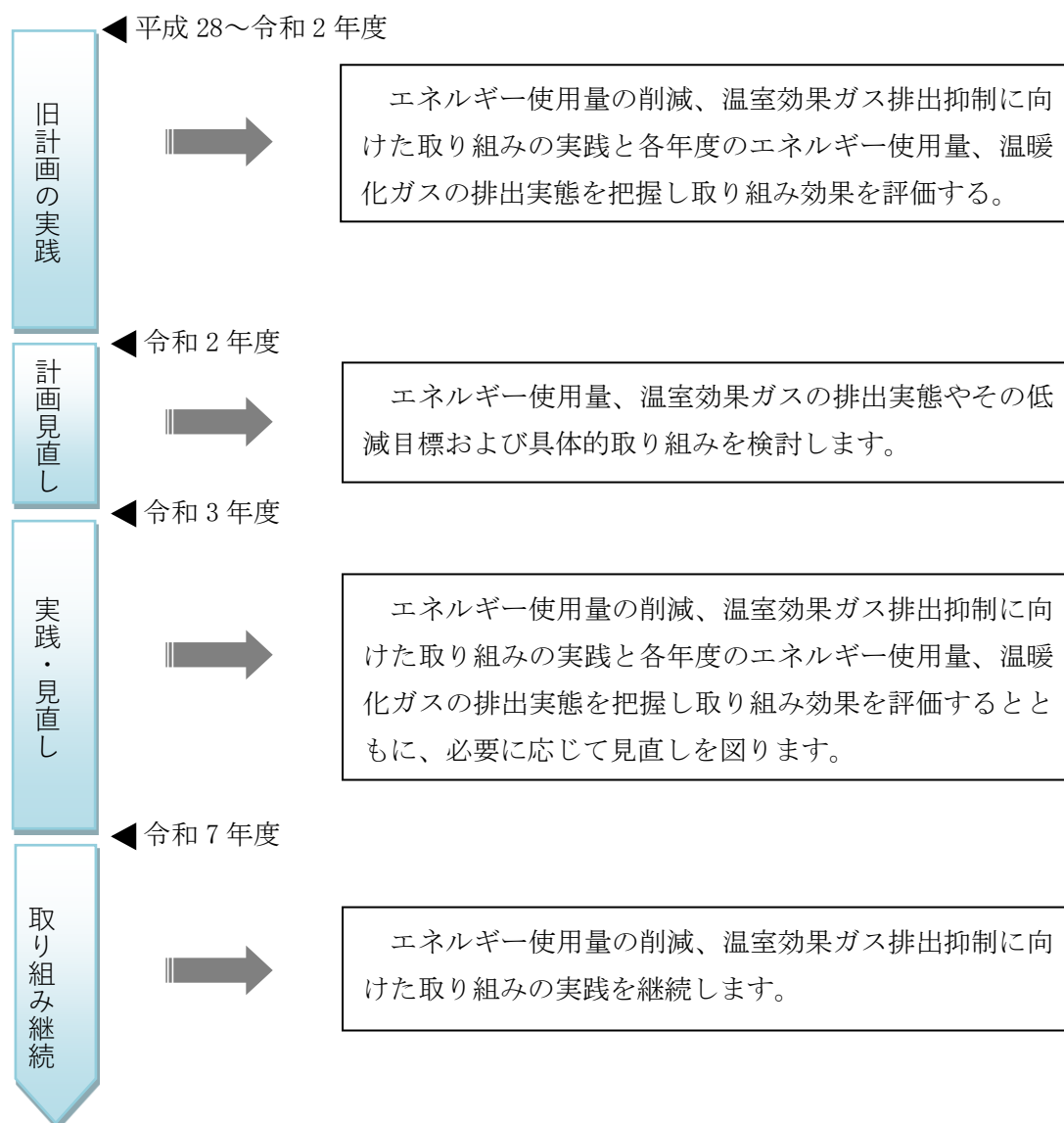


1-4. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和元年度とし、計画期間を令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの5年間とします。

目標年度については、令和7(2025)年度とします。

なお、計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。



1-5. 計画の対象範囲

1) 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項で規定されている温室効果ガスは7種類です。

- ・二酸化炭素 (CO₂) ・メタン (CH₄) ・一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ハイドロフルオロカーボン (HFC) ・パーフルオロカーボン (PFC)
- ・六ふっ化硫黄 (SF₆) ・三ふっ化窒素 (NF₃)

しかし、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) は微量 (約 6 t-CO₂ (0.05%)) で、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) は排出がないため、本計画において削減対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂) のみとします。

温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類		鯖江市役所の事務・事業における主な排出源
二酸化炭素	CO ₂	・ガソリン、軽油、灯油、A重油、L P Gなど燃料の使用 ・電力の使用
メタン	CH ₄	・自動車の走行
一酸化二窒素	N ₂ O	・自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン	HFC	・カーエアコンの使用・廃棄
パーフルオロカーボン 六ふっ化硫黄 三ふっ化窒素	PFC SF ₆ NF ₃	・なし (半導体製造等)

平成 26 (2014) 年度における種類別温室効果ガス排出量

活動内容		排出量 合計 t-CO ₂ （構成比）	
【 施設関連 】			
燃料の使用	軽油	0.2	(0.0%)
	灯油	986.9	(7.2%)
	A重油	378.5	(2.8%)
	L P G	271.8	(2.0%)
電力の使用	電力	11,888.8	(87.3%)
小 計		13,526.2	(99.3%)
【 自動車関連 】			
燃料の使用	ガソリン	90.2	(0.7%)
	軽油	4.6	(0.0%)
小 計		94.8	(0.7%)
合 計		13,621.0	(100.0%)

2) 対象とする範囲

■ 対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象とする事務・事業の範囲は、地方自治法に定められた行政事務すべてとします。

なお、事務に関する部分を除いた以下の事業については、温室効果ガスの排出が市民生活に深くかかわるため、本計画の対象外とし、別途『鯖江市地球温暖化対策地域推進計画』（3頁参照）にてその削減を図ります。

- 廃棄物処理事業 廃棄物の焼却などに伴う二酸化炭素の排出
- 生活排水処理事業 下水処理施設、生活排水処理施設などでの排水処理に伴うメタン、一酸化二窒素の発生

本計画では、「施設関連」「自動車関連」に分けて、温室効果ガスの排出状況を整理します。

このうち、「施設関連」については、別途『第3次鯖江市役所省エネルギー推進計画』における調査結果および削減対策を活用し、本計画と関連づけて対策を進めることとします。

温室効果ガス発生源の整理

発生する 場所	発生する 温室効果ガス		発生につながる活動
「施設関連」	二酸化炭素	CO ₂	・灯油、A重油、LPG、軽油など燃料の使用 ・電力の使用
「自動車関連」	二酸化炭素	CO ₂	・ガソリン、軽油など燃料の使用

■ 対象とする施設

本計画の対象施設は、本市が所管する、出先機関などを含めたすべての施設とします。

対象施設

施設名	所属部	所属課
橋陽会館	総務部	総務課
市民活動交流センター		市民まちづくり課
夢みらい館・さばえ		めがねのまちさばえ戦略課
防災備蓄拠点施設		防災危機管理課
市役所本庁	政策経営部	契約管理課
分室		
多機能型健康福祉施設 神明苑	健康福祉部	社会福祉課
鯖江市高齢者憩いの家		長寿福祉課
惜陰こども園		子育て支援課
進徳こども園		
神明保育所		
中河保育所		
みずほ保育所		
立待保育所		
石田保育所		
吉川保育所		
ゆたかこども園		
かわだ保育所		
本町児童センター		
舟津児童センター		
小黒町児童センター		
有定児童センター		
柳町児童センター		
長泉寺町児童センター		
新横江児童センター（いきいき未来館）	産業環境部	商工政策課
水落児童館		
鳥羽中児童センター		
神中児童センター		
曲木児童センター		
石田児童センター		
平井児童センター		
戸口児童センター		
東部児童センター		
健康福祉センター（アイアイ鯖江）		
地域交流センター（市民ホールつつじ）		
農業体験実習館（ラ・ボーゼかわだ）		
ふれあいみんなの館・さばえ		
越前漆器伝統産業会館（うるしの里会館）		
東工集会所		

施設名	所属部	所属課
川島多目的集会所	産業環境部	農林政策課
下河端多目的集会所		
石田上農村ふれあい会館		
中山間交流会館		
ガラス温室		
鯖江市生ゴミ処理施設		
環境教育支援センター（エコネットさばえ）		
御幸観測所		
定次観測所		
本町揚水処理施設		
北野町揚水処理施設	都市整備部	環境政策課
上氏家地下水揚水設備		
上河内揚水処理施設		
助生田揚水処理施設		
杉本町揚水処理施設		
糺町揚水処理施設		
上河端排水機場		土木課
立待排水機場		
下河端排水機場		
片上第1排水機場		
片上第2排水機場		
北中山排水機場		
磯部排水機場		
中河排水機場		
川去排水機場		
荒子排水機場		
熊田排水機場		
下司排水機場		
鳥井排水機場		
論手川排水機場		
西山公園	都市整備部	都市計画課
西山公園管理事務所		
西山動物園		
道の駅 西山公園		
中山公園		
西公園		
南公園		
有定第1公園		
神中第1公園		
三六公園		
上鯖江第1公園		
宮前公園		
住吉第2公園		
東鯖江第5公園		
水落東第2公園		
北野第2公園		
丸山公園		
大谷公園		
下河端さくら公園		

さばえECOオフィスプラン

～ 鯖江市役所地球温暖化対策実行計画 ～

施設名	所属部	所属課
上水道管理センター	都市整備部	上下水道課
下新庄配水池		
五郎丸町受水地		
横江第2水源		
五郎丸第1水源地		
上鯖江第2水源		
定次第2水源		
定次第3水源		
東鯖江第1水源		
東鯖江第3水源		
河和田第1配水池		
河和田第2配水池		
西部調整池		
西部配水池		
下新庄減菌室		
金谷配水池		
つつじヶ丘加圧ポンプ場		
戸ロバイパス加圧ポンプ場		
河和田第2送水ポンプ場		
上河内ポンプ場		
上河内配水池		
上河内高区加圧ポンプ場		
上戸口配水池		
中戸口調整池		
椿坂送水弁施設		
椿坂配水池		
東部調整池		
東部調整池		
平和台加圧ポンプ場		
米岡加圧ポンプ場		
環境衛生センター		
吉川地区農業集落排水処理施設		
日野川西地区農業集落排水処理施設		
豊地区農業集落排水処理施設		
吉川東地区汚水処理施設		
立待汚水処理施設		
豊西排水処理施設		
西番排水機場		
東工排水機場		
東部汚水中継ポンプ場		
水落雨水ポンプ場		

施設名	所属部	所属課
惜陰小学校	教育委員会	教育政策課
進徳小学校		
鯖江東小学校		
神明小学校		
鳥羽小学校		
中河小学校		
片上小学校		
立待小学校		
吉川小学校		
豊小学校		
北中山小学校		
河和田小学校		
鯖江中学校		
中央中学校		
東陽中学校		
鯖江東幼稚園		
神明幼稚園		
片上幼稚園		
豊幼稚園		
北中山幼稚園		
文化センター		文化課
鯖江市資料館（まなべの館）		
瓜生家住宅		
王山古墳群		
文化の館		生涯学習スポーツ課
勤労青少年ホーム		
青年会館		
高年大学		
神明健康スポーツセンター		
市民会館(鯖江公民館)		
文化会館(神明公民館)		
豊農村環境改善センター（豊公民館）		
新横江公民館		
中河公民館		
片上公民館		
立待公民館		
吉川公民館		
北中山公民館		
河和田公民館		
河和田体育館（中山公園）		
尾花キャンプ場		
総合体育館		
東公園陸上競技場		
東公園ゲートボール場		
市民プール		
西山公園野球場		
南公園グラウンド		
西公園グラウンド		
御幸公園グラウンド		
丸山公園多目的広場		
神中公園テニスコート		
ゲートボールセンター		
スポーツ交流館		
立待体育館		
鯖江広域西番スポーツセンター		
三六武道館		
弓道場		
有定緑地トイレ		
訪生田スキー場		
（その他）		
駐車場、駐輪場、公衆トイレ、街路灯、防犯灯 など		

第2章 エネルギー使用量

および温室効果ガス排出状況

2-1. 旧計画の概要・進捗状況

1) -1 鯖江市役所地球温暖化対策実行計画の旧計画概要

- 策定年度：平成 27（2015）年度（平成 28 年 3 月）
- 基準年度：平成 26（2014）年度
- 計画期間：平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度
- 対象とする温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）
- 対象とする事務・事業の範囲：地方自治法に定められた行政事務すべて。

ただし、「廃棄物の焼却などに伴う二酸化炭素の排出」「下水処理施設、生活排水処理施設などでの排水処理に伴うメタン、一酸化二窒素の発生」については対象外。

1) -2 旧計画の削減目標

計画期間中、エネルギー使用量を毎年 1%ずつ削減し温室効果ガスの削減を目指す。
（平成 26（2014）年度分から 1%ずつ削減）

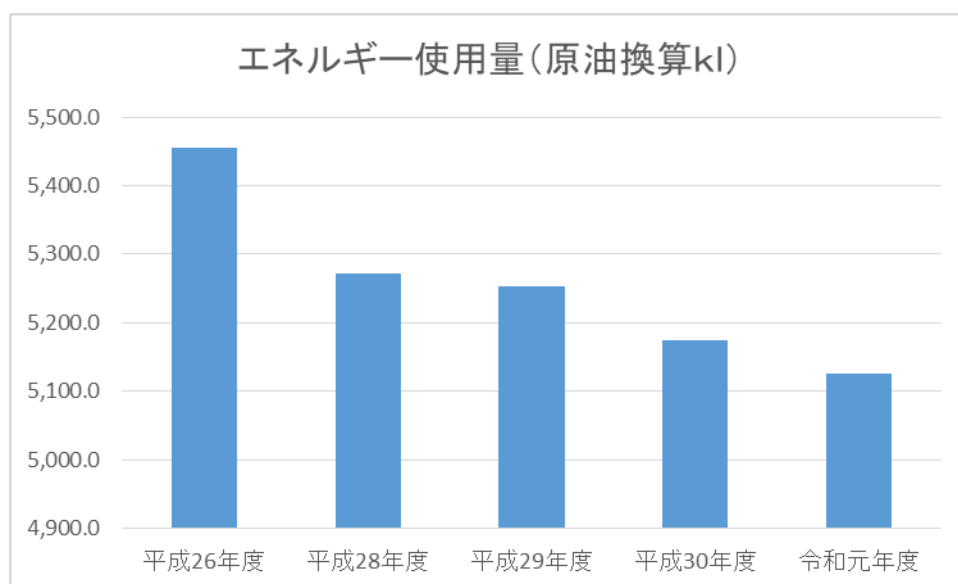
- エネルギー削減量 約 272 kℓ
- 温室効果ガス排出削減量 約 680 t-CO₂

2) 旧計画の進捗状況（エネルギー使用量）

旧計画期間のエネルギー使用量は、表に示すとおりですすべての年度で基準年度を下回り、令和元年度末で330kℓ減（6.0%減）となっており、令和2年度末でのエネルギー削減目標の272kℓ減（5%減）を達成する見込みであります。

エネルギー使用量の推移

活動内容	エネルギー使用量（原油換算kℓ）				
	平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
【施設関連】	5,419.1	5,234.1	5,215.6	5,134.6	5,091.4
【自動車関連】	36.4	36.9	36.9	40.2	34.2
合 計	5,455.5	5,271.0	5,252.5	5,174.8	5,125.6
削減量(H26比)(kℓ)	－	184.5	203.0	280.7	329.9
削減率(H26比)(%減)	－	3.4%	3.7%	5.1%	6.0%



3) 旧計画の進捗状況（温室効果ガス排出量）

旧計画期間の温室効果ガスの排出量は、表に示すとおり令和元年度末で、2,525t-CO₂、18.5%の減少となっており、令和2年度末でのエネルギー削減目標の減680t-CO₂（5%減）を達成する見込みであります。

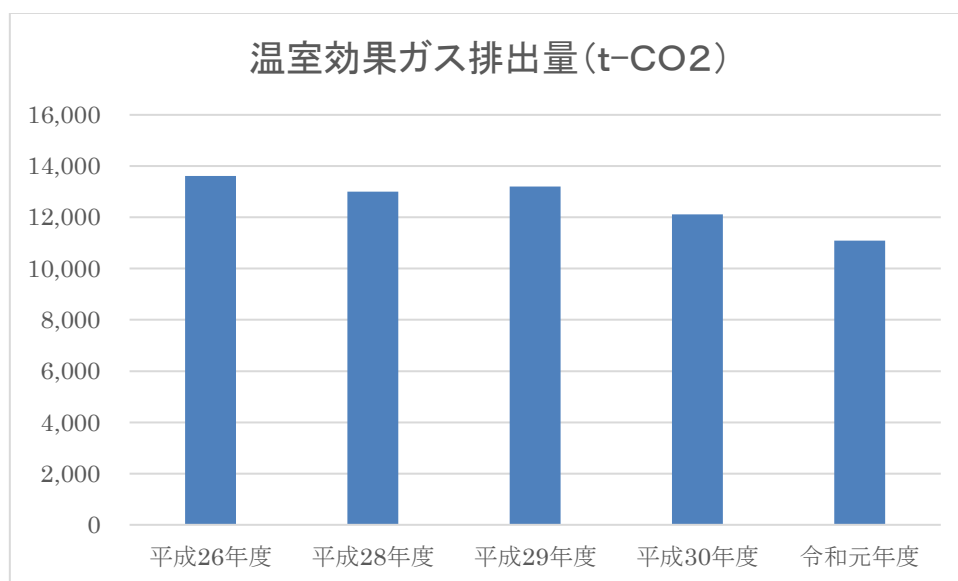
温室効果ガス排出量の推移

活動内容	温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）				
	平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
【施設関連】					
	13,526	12,905	13,103	12,012	11,007
【自動車関連】					
	95	96	96	105	89
合 計	13,621	13,001	13,199	12,117	11,096
削減量(H26比)(t-CO ₂)	－	620	422	1,504	2,525
削減率(H26比)(%減)	－	4.6%	3.1%	11.0%	18.5%

二酸化炭素排出係数の推移

エネルギーの種類		二酸化炭素排出係数				
		平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電力	t-CO ₂ /kWh	0.000628	0.000615	0.000624	0.000574	0.000526
軽油	t-CO ₂ /kℓ (kg-C/MJ)	2.658 (0.0187)				
灯油	t-CO ₂ /kℓ (kg-C/MJ)	2.629 (0.0185)				
A重油	t-CO ₂ /kℓ (kg-C/MJ)	2.686 (0.0189)				
LPG	t-CO ₂ /kℓ (kg-C/MJ)	2.288 (0.0161)				
ガソリン	t-CO ₂ /kℓ (kg-C/MJ)	2.601 (0.0183)				

温室効果ガス排出量の推移



2-2. 活動量およびエネルギー使用量の現状

温室効果ガス排出量の算定は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成 29 年 3 月 環境省）（以下、ガイドラインという）に示す方法に基づきます。

排出量の算定にあたって、令和元年度（基準年度）における活動量およびエネルギー使用量を以下に示します。

令和元年度（基準年度）における活動量およびエネルギー使用量

活動内容		使用量 または 活動量	エネルギー 使用量 (原油換算 kℓ)
【 施設関連 】			
燃料の使用	軽油	50 ℓ	0.05
	灯油	281,849 ℓ	266.87
	A 重油	132,300 ℓ	133.46
	L P G	73,286 m ³	96.05
電力の使用	電力	18,110,026 kWh	4,594.84
【 自動車関連 】			
燃料の使用	ガソリン	36,930 ℓ	33.0
	軽油	1,334 ℓ	1.3

2-3. 温室効果ガス排出量の現状

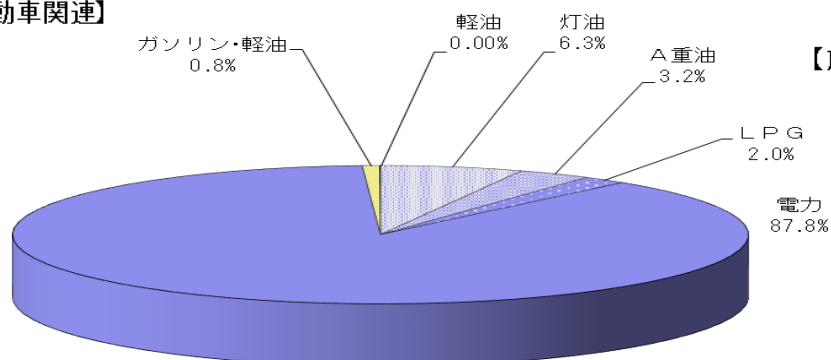
令和元年度（基準年度）における温室効果ガス総排出量、活動区分別の温室効果ガス排出量を以下に示します。

鯖江市役所の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスは、99%以上が施設関連からの排出となっています。そのうち最も多いのは電力の使用（89.1%）であり、次いで灯油の使用（6.0%）となっています。

令和元年度（基準年度）における活動区分別温室効果ガス排出量

活動内容	使用量 または 活動量	排出量 合計 t-CO ₂ （構成比）
【 施設関連 】		
燃料の使用	軽油	65 ℓ
	灯油	396,444 ℓ
	A重油	139,692 ℓ
	L P G	90,633 m ³
電力の使用	電力	18,932,067 kWh
小計	小 計	11,095.7 (99.2%)
【 自動車関連 】		
燃料の使用	ガソリン	42,518 ℓ
	軽油	1,754 ℓ
小計	小 計	89.2 (0.8%)
合 計		11,184.9 (100.0%)

【自動車関連】



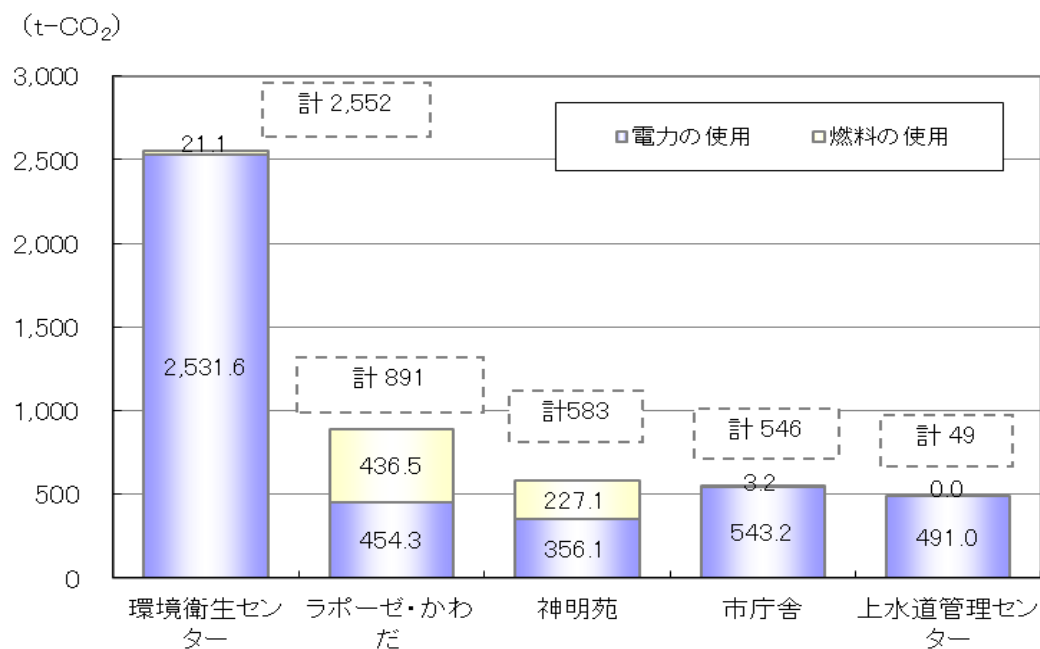
総排出量：11,184.9 t-CO₂

■ 施設関連の活動実態

施設関連での活動に伴う温室効果ガス排出量をみると、環境衛生センター（約 2,552t-CO₂）が最も多く、次いでラポーゼ・かわだ（約 891t-CO₂）、神明苑（約 583t-CO₂）となっています。

環境衛生センターでは、電力の使用による排出（約 2531t-CO₂）が全体の 99%程度を占めている一方で、ラポーゼ・かわだや神明苑では燃料の使用が比較的高いことがわかります。

令和元年度（基準年度）における温室効果ガス排出量（施設関連・上位5施設）



第3章 エネルギー使用量および

温室効果ガスの削減目標

3-1. 削減方針

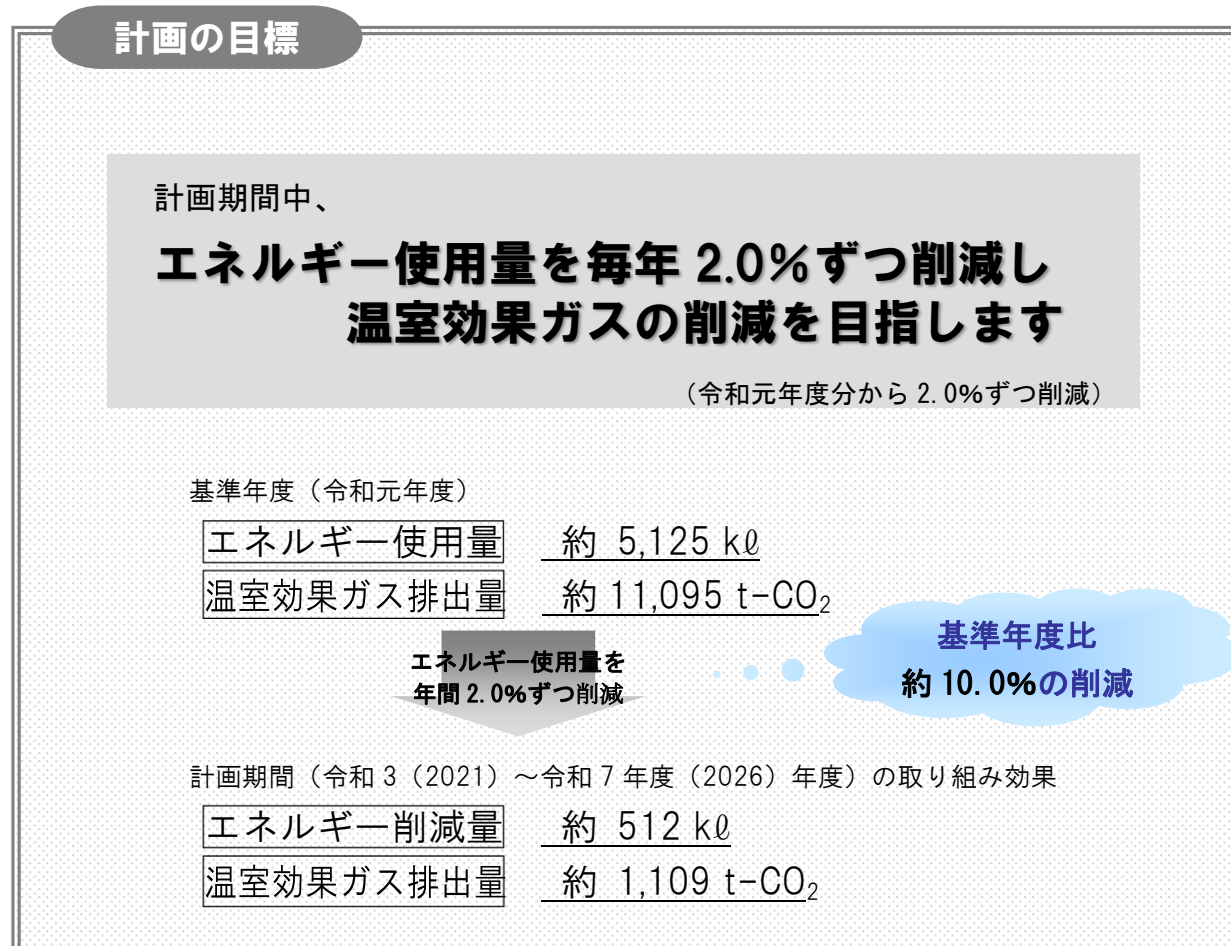
鯖江市役所の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスは、ほぼすべてが二酸化炭素です（5 頁参照）。活動区分別には、施設関連での燃料の使用、電力の使用による排出が大部分を占めています（14 頁参照）。

このため本計画では、二酸化炭素の排出につながる、燃料および電力の使用（エネルギー使用量）の削減について、特に施設関連を中心とし、重点的に進めることで、温室効果ガスの削減を図ります。

また、パリ協定による、日本の目標、「平成 25（2013）年度の水準から令和 12（2030）年度までに 26%の温室効果ガスの削減」を目標とし、整合性を図ります。

3-2. 削減目標

本計画におけるエネルギー使用量および温室効果ガス削減目標は、以下のとおりとします。



● エネルギー使用量と温室効果ガス排出量について ●

温室効果ガス排出量の算定は、ガイドラインに基づき、以下の方法で行います。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

活動量をエネルギー使用量に換算

活動量（エネルギー使用量に換算） ⇒ 市の活動実態

ですが、排出係数については、

- ① 燃料の使用 ⇒ 施行令※に規定された値
- ② 電力の使用 ⇒ 電気事業者が毎年度公表する排出係数

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令

を使用します。

そのため、本市の活動量（エネルギー使用量）を削減しても、①、②の排出係数の変化によっては、温室効果ガス排出量の削減に直接結びつかない可能性があります。

排出係数のうち、①の施行令に規定された値は、改正がない限り一定ですが、②の電気事業者の排出係数については、毎年度公表される値を使用するため不定であり、排出量の算定に与える影響が大きいといえます。（旧計画の進捗状況（温室効果ガス排出量）参照）

以上のことを考慮し、本計画では、本市の活動量（エネルギー使用量）の削減を第一の目標とし、対策を行うことで、それに伴い発生する温室効果ガスの削減を図ることとします。

第４章 目標達成に向けた取り組み

４－１．目標達成のための基本的な考え

鯖江市役所の事務・事業において、あらゆる面から温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを進めるため、以下のことを基本とします。

《 設備対策の推進 》

鯖江市役所の所管するすべての施設や設備において、効果的な省エネルギー対策を行うとともに、再生可能エネルギーについても計画的な導入を図ります。

《 職員一人ひとりの率先した行動 》

職員への意識啓発を図るとともに、一人ひとりが省エネルギー・省資源などの環境配慮に努め、市民・事業者の模範となるよう、率先して行動します。

また、エネルギー使用量の定期的な把握や管理、職員の意識の統一を図り、取り組みを継続します。

《 積極的な情報周知 》

職員が環境に配慮した活動ができるように、環境政策課から、情報の提供や案内を積極的に行います。

４－２．具体的な取り組み

前項の基本的な考えに基づき、「施設関連」「自動車関連」に分けた具体的な取り組みを設定します。

１．施設関連

《 設備対策の推進 》

各施設において、行うべき省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入は以下のとおりです。

【１－①】省エネルギー対策

■ 設備改善（機器の導入）

- ◇設備更新の際は、省エネ型設備機器の導入を進める
- ◇高効率空調設備や高効率給湯設備の導入を進める
- ◇照明設備のLED化、人感センサーの導入や反射板の設置などを進める
- ◇デマンド監視装置の導入を進める
- ◇施設の補修や新設の際は、自然光を多く取り入れるような設計、断熱性や機密性の高い工法・素材の採用など、環境に配慮した設計を取り入れる

**白熱電球を電球型LED ランプに変えるだけで、
消費電力は1/6、約85%の省エネになります**

■ 運転調整（無駄な運転の見直し・メンテナンス）

- ◇照明の間引きに努める
- ◇施設の間仕切りを行い、ゾーン別に空調を管理するよう努める
- ◇設備の定期点検を徹底する
- ◇設備の運用方法について定期的に見直し、稼働時間を短縮するなどして、無駄な運転をなくす

■ 間接的省エネ効果

- ◇窓ガラスに遮光シートを貼りつけるなどして、室内の冷暖房効率アップに努める
- ◇グリーンカーテンの設置を推進する
- ◇屋上や壁面、敷地内の緑化に努める
- ◇地域産木材などの自然素材の使用に努める
- ◇省エネについての情報提供を定期的に行う

【1－②】再生可能エネルギーの導入

- ◇太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、省エネ効果などを検討しながら導入の推進を図る

● 計画期間中の各施設の省エネルギー対策 ●

本計画では、鯖江市役所の所管するすべての施設を対象としますが、施設ごとに設備機器の設置状況、エネルギー使用状況など、状況はさまざまです。

そのため、各施設が計画期間中の省エネルギー対策について、以下の通り段階的に実施していきます。

計画期間中に取組を検討している省エネルギー対策一覧

所管部	所管課	施設名	区分	省エネルギー事業
総務部	総務課	禰陽会館	設備改善	受変電設備の更新
			設備改善	空調設備の更新
	市民まちづくり課	市民活動交流センター	設備改善	空調設備の更新
健康福祉部	社会福祉課	神明苑	設備改善	空調設備の更新
		神明苑(体育館)	設備改善	空調設備の更新
	健康づくり課	健康福祉センター	設備改善	空調設備の更新
			設備改善	受変電設備の更新
			設備改善	昇降機更新
産業環境部	商工政策課	市民ホールつつじ	設備改善	ボイラー交換
			設備改善	空調設備の更新
		ラポーゼかわだ	設備改善	空調設備の更新
			設備改善	受変電設備の更新
		ラポーゼかわだ(宿泊施設)	設備改善	空調設備の更新
			設備改善	昇降機更新
教育委員会	生涯学習スポーツ課	新横江公民館	設備改善	大規模改修
		中河公民館	設備改善	空調設備の更新
		片上公民館	設備改善	大規模改修
		吉川公民館	設備改善	大規模改修
		豊公民館	設備改善	大規模改修
		文化の館	設備改善	受変電設備の更新
			設備改善	昇降機更新
			設備改善	空調設備の更新
		ユーカーサばえ	設備改善	空調設備の更新

《 職員一人ひとりの率先した行動 》

市の職員が、すべての施設において、共通の認識をもって取り組むべき行動は以下のとおりです。

【１－③】省エネルギー対策のための行動

■ 照明設備の使用

- ◇昼休みおよび時間外には不必要な照明を消灯する
- ◇会議室、倉庫などは使用の都度点検し、使用後の消灯を必ず確認する
- ◇事務の効率化に努め、残業時間を短縮する
- ◇庁舎や施設などの屋外照明は、支障のない範囲で消灯するなどライトダウンに努める

■ 冷暖房機器類の使用

- ◇冷暖房の温度設定の管理を徹底する（冷房時は室温を 28℃に、暖房時は室温を 20℃に保つ）
- ◇エコスタイル（クールビズ・ウォームビズなど）を徹底する
- ◇空調機器の吐き出し口付近には物を置かない
- ◇退庁時にブラインドなどを閉め、夏季の室温上昇や冬季の室温低下を防ぐ

■ 給湯機器類の使用

- ◇食器洗いなどに使用する給湯機器は適温に設定する
- ◇効率的な使用を心がけ、ボイラーなどの運転時間短縮に努める

■ O A 機器・その他電気機器類の使用

- ◇O A 機器などの電気機器について、長時間使用しないときは主電源を切る。支障のない限りプラグを抜く
- ◇省電力機能・節電モードの活用を徹底する
- ◇支障のない限り、エレベーター使用は控え階段を利用する
- ◇O A 機器や、冷蔵庫、電気ポットなどの電化製品の利用にあたっては、数の集約を図る

【１－④】省資源・リサイクル対策のための行動

■ 廃棄物の減量化・発生抑制

- ◇マイカップやマイ箸、マイバッグなどを使用し、紙コップなどの使い捨て商品の使用を抑える
- ◇備品などの故障や不具合の際は、可能な限り修繕し、長期使用に努める
- ◇使用済み封筒やファイル、フォルダー類は再使用する（タイトルの鉛筆書き、ファイルの裏面利用など）
- ◇市主催のイベントなどでは、廃棄物の発生抑制、適正処理に努め、来場者にごみの持ち帰りを呼びかける
- ◇各課・施設の不用品や貸出可能品をデータベース化するなどし、不用品の庁内交換を推進する

◇学校などの給食においては、生ごみの発生が少ない献立メニューを工夫する

■ 廃棄物のリサイクル推進

◇各施設や事務室などには分別回収ボックスを設置するなど、廃棄物の分別回収を徹底する

◇市主催のイベントなどでは、分別回収ボックスを設置し、来場者に分別回収を呼びかける

■ 紙類使用量の削減

◇両面印刷・両面コピー、コピー用紙裏面の再利用を行う

◇重複のない資料を作成するなどして、適正部数の印刷を行う

◇庁内LANや電子メールの活用、会議などではプロジェクターの有効活用を図り、配布資料の削減・事務手続きの簡素化に努める

◇用紙保存の必要のないものは、電子媒体での保存とする

■ 水の使用量削減

◇洗面所や給湯室での節水に努める

◇漏水点検を定期的に行う

【1-⑤】グリーン購入の拡大のための行動

■ 物品の購入での配慮

◇グリーン購入指針に基づき、適正な物品購入を推進する

◇OA機器や電気機器類、文具・事務用品などは、環境ラベリング商品や環境配慮型の製品（省エネ型製品、リサイクル素材使用製品など）を優先的に購入する

◇古紙配合率の高い用紙や、再生できる用紙（カーボン紙、ビニールコート紙などを使用していないもの）を購入する

◇無包装や簡易包装された商品を購入する

◇詰め替え可能な製品を購入する

◇再利用が可能な製品や、長期利用が可能な製品（部品の修理交換が可能、保守・修理サービス期間が長いなど）を購入する

◇より環境に配慮した物品購入ができるよう、定期的に情報を提供する

■ 委託先への配慮

◇委託業者などに対して、提出書類に再生紙の利用を求めるなど、グリーン購入・調達への協力を要請する

◇納入物品などの包装の簡易化を要請する

【1-⑥】管理体制の強化・意識の統一

◇電気やガスなどの月々の明細書を確認するなどして、エネルギー使用量を定期的に把握・報告する

◇管理標準を作成するなどして、エネルギー使用量や設備の運用を管理し、省エネルギー行動の推進に努める

2. 自動車関連

《 設備対策の推進 》

公用車の設備対策において、行うべき省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入は以下のとおりです。

【2－①】環境に配慮した自動車の導入推進など

- ◇公用車の購入にあたっては、低燃費型の自動車を選択する
- ◇公用車の購入にあたっては、電気自動車やハイブリッド自動車など次世代自動車の導入を推進する
- ◇公用車の使用実態に応じて、台数の見直しを検討する

《 職員一人ひとりの率先した行動 》

市の職員が、公用車の使用において、共通の認識をもって取り組むべき行動は以下のとおりです。

【2－②】環境に配慮した運転の実践

■ エコドライブの推進

- ◇アイドリングストップなど、エコドライブを実践する
 - ・ 不要なアイドリングはしない
 - ・ 空ぶかしや急加速、急発進をしない
 - ・ エアコンの適正な使用を行う
 - ・ 不要な荷物を積んだまま走行しない
 - ・ タイヤの空気圧など、定期的な点検を行う

日本のドライバーが全員エコドライバーになると
二酸化炭素の排出量は約 1,000 万トン削減されます。

■ 自動車の使用削減

- ◇同じ方向への移動の際は、相乗りを励行する
- ◇業務に支障がない限り、公共交通機関や自転車を利用する
- ◇走行ルートの見直しを行い、公用車使用の効率化を図る

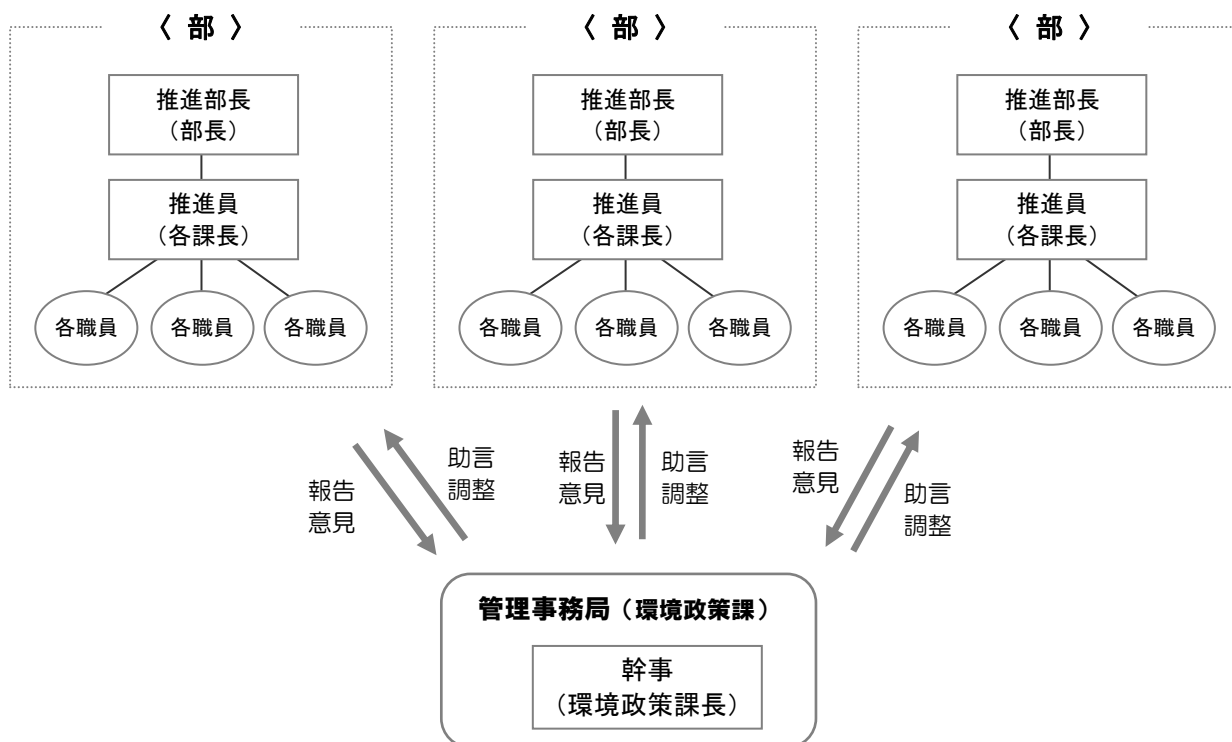
【2－③】自動車の使用状況の把握・管理

- ◇車両運転日誌を作成するなどして、公用車の使用状況を把握する

第5章 計画の推進

5-1. 計画の推進体制

計画の推進体制については、鯖江市役所省エネ検討委員会のエネルギー管理体制に準ずるものとします。

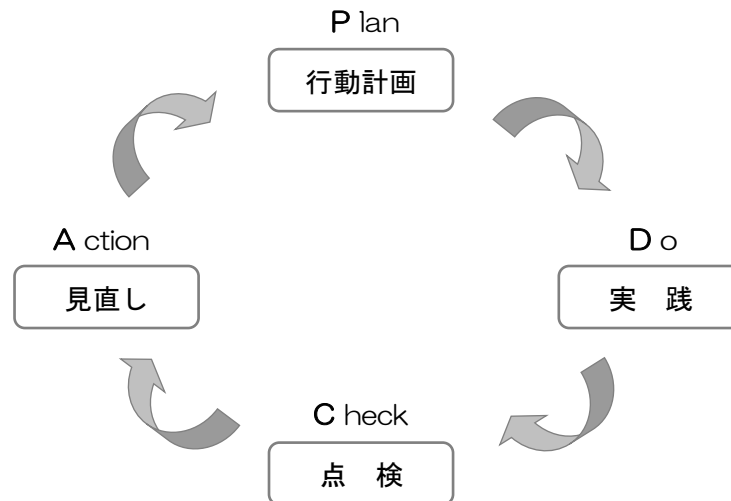


	役 割
事務局 幹事	・ 計画の進捗状況の点検・評価 ・ 計画の周知および各課、施設などとの調整 ・ 各課、施設などの取り組みに関する助言 ・ 計画全般に関する庶務
推進部長 推進員	・ 各課、施設などにおける計画の周知および実践管理 ・ 各課、施設などにおける計画の進捗状況の点検および評価

5－2．計画の進行管理

本計画に示した取り組みの実行性を確保するため、計画の進捗状況、目標達成状況を把握・管理するとともに、効果を客観的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、速やかな処置を講じていく必要があります。

このことを踏まえ、本計画の進行は、環境管理システムの基本的なサイクル「計画 ⇒ 実践 ⇒ 点検 ⇒ 見直し（P D C Aサイクル）」に則った形で管理します。



■ 各課・各施設における定期的な点検・評価

環境管理推進部長は、環境管理推進員とともに各所属における日常的な取り組みなどについて毎月点検・評価を行います。

■ 全庁における進捗状況の点検・評価

環境管理事務局は、環境管理推進員より報告を受けた内容を点検し、全庁的な活動に関わる数量的な把握や分析を行います。そして、その結果を基に環境管理委員会（省エネ検討委員会）において取り組み状況の審議を行い、進捗状況の点検・評価・見直しを行います。

5－3．結果の公表

本計画の内容および進捗状況を毎年公表し、職員のより積極的な環境保全意識の向上を図るとともに、市民・事業者の環境保全に向けた自主的な取り組みを促します。

